

平成29年度第1回群馬県景観審議会の概要

- 1 開催日時 平成29年11月22日（水）午後13時00分～14時20分
- 2 場 所 群馬県庁第1特別会議室（29階）
- 3 出席委員 小林享、植木茶織、小林則子、高橋綾、岩崎比奈子、高橋幸一郎
- 4 欠席委員 友岡邦之、田村秀樹、関戸明子
- 5 事務局出席者 （都市計画課）山口課長、林室長、木村係長
淡嶋主任、星野主任、松澤主事
- 6 議 事
 - （1）上信自動車道景観誘導地域に係る施策検討会の概要について
 - （2）群馬県屋外広告物条例施行規則の改正案について
 - （3）今後のスケジュールについて
- 7 議事概要 別紙のとおり

平成29年度第1回群馬県景観審議会 議事概要

7 議事概要

(1) 上信自動車道景観誘導地域に係る施策検討会の概要について

- 委託業務により統一デザイン集合看板のデザイン案を検討する際には、周辺地域の各市町村の特色を把握できるような資料に基づいて検討するのか。
- 委託業務では現地調査を実施し、それぞれの地域の景観特性を把握した上でデザイン案を検討することになる。

- 県や市町村等の公共団体関係の屋外広告物については、なぜ屋外広告物条例上適用除外とされているのか。
- 適用除外とは、本来であれば設置することができない場所や広告物を設置することができるということである。この適用除外が認められるのは、国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する場合である。

(2) 群馬県屋外広告物条例施行規則の改正案について

- 統一デザイン集合看板は、決められた基準に合わせて許可が下りれば、個人でも設置することが可能なのか。
- 統一デザイン集合看板の基準に合致し許可が下りれば、民間の方どなたでも設置することができる。

- 統一デザイン集合看板が1件設置された後に、別の設置希望者は既設看板に追加で設置するのか、あるいは付近にもう1基設置してもよいのか。
- 基本的には既存の集合看板に空きスペースがあれば、それに付け加えていただきたいと考えているが、別の集合看板の設置を制限するのは困難なことから、別途集合看板を設置することは可能である。結果として、1件だけの集合看板が複数建ってしまうという可能性も無いわけではない。しかし、集合看板自体のデザインが統一されているため、様々なデザインの看板が乱立するということは防ぐことができると考えている。また、現在策定を予定している屋外広告物ガイドラインの中において、景観誘導地域内の集合看板についても可能な限り集合をお願いすることや、集合看板同士の相互間距離についても配慮をしていただく等の指針を盛り込んだ内容として誘導していきたいと考えている。

- 統一デザイン集合看板に追加で設置する際には、既に設置されている看板と調和するように検討することと条項として記載しておけば、追加で設置する看板と最初に許可された看板との調和が図れるのではないか。
- 現在策定を予定している屋外広告物ガイドラインの中において、景観誘導地域内の集合看板についても可能な限り集合をお願いすることや集合看板同士の相互間距離についても配慮をしていただく等の指針を盛り込んだ内容として誘導していきたいと考えているが、景観への配慮義務の条項についても検討していきたい。

- 統一デザイン集合看板の設置について、広告業者が集合看板を設置し広告を掲載する企業を募るということはできるのか。
 - もちろん可能であり、そのような方式で運用されることが一般的であると想定している。

- 色数制限について、グラデーションの扱いはどのように考えているのか。
 - グラデーションの取扱いについては、先行事例等を確認し再度検討をしたい。

- 街のイメージカラーや背景との相性などの色味の方向性は決めていくのか。
 - 地域の特性に合わせた広告物というものは、現在策定を予定している屋外広告物ガイドラインにて提案をさせていただきたいと考えている。

- 建物に直接取り付ける広告物について、広告物の部分だけを5色に規制したとして、建築物自体に広告物で使用した5色に含まれない色を使用することは可能なのか。
 - 本規制は屋外広告物に限ったものであるため、建築物の色に規制が及ぶことは無い。

- 景観誘導地域に指定された場合、設置されている看板を基準に合わせるために撤去・変更する費用というのは誰が負担するのか。
 - 費用については設置者が負担することになる。こうしたことも踏まえて経過措置を設けており、現行の条例に適合しているものについては、建て替える時までは新しく導入する景観誘導地域の基準に合致していなかったとしても設置可能としている。

- 看板の撤去・変更費用を設置者が負担するとなると、廃業された看板があると整理されるまで相当の年月を要するのではないのか。
 - 所有者不在で残された物の取り扱いというのは、おそらく日本全体で問題にされていることであることから、そういった問題の状況等も考慮しながら検討を進めていきたいと考えている。

- 看板の建て替えに関しては長い時間がかかると思う。補助金等で看板の建て替えを補助する仕組みがあると建て替えが進むのではないのか。
 - 財源の問題等もあり、看板の建て替えに対する補助金は困難であると考えている。現状この地域については、比較的違反広告物が少なく良好な眺望景観が保たれている地域であることから、規制をかけることによって政策効果が上がると考えている。

- 今後観光客が増えることも想定し、統一デザイン集合看板では英語表記や標準的なピクトグラム等を用いた直感的に分かるものも含めて大きな見地からデザインをお願いしたい。
 - 御指摘いただいた点についても検討していきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

平成 29 年 12 月 ～平成 30 年 1 月	関係市町村及び関係団体との協議
平成 30 年 2 月	上信自動車道景観誘導地域に係る施策検討会開催 景観審議会開催
平成 30 年 3 月	規則改正案の説明(第 1 回定例会)
平成 30 年 4 月	パブリックコメントの実施
平成 30 年 7 月	屋外広告物条例施行規則の一部改正
平成 30 年 10 月	改正屋外広告物条例施行規則の施行